

○茨城県立医療大学大学院博士論文の審査及び最終試験に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学大学院学則（平成12年茨城県規則第201号。以下「大学院学則」という。）第36条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学大学院（以下「本大学院」という。）における博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(博士論文提出の資格)

第2条 博士論文を提出することのできる者は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 本学の博士後期課程に2年(大学院学則第18条第1項の規定により入学した者)については、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、茨城県立医療大学大学院履修規程第3条に基づく所定の単位16単位以上を修得した者又は修得見込みの者
- (2) 中間審査に合格した者
- (3) 博士論文審査開始申請書(様式3)を提出した者

(中間審査申請書類の提出)

第3条 中間審査を受けようとする者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を指導教員及び副指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

- (1) 博士論文中間審査申請書(様式1) 1部
- (2) 中間審査発表概要報告書(様式2) 6部

2 研究科長は、前項に定める書類の提出があったときは、研究科委員会にその旨報告するものとする。

(中間審査委員会)

第4条 研究科委員会は、前条第2項の報告があったときは、中間審査委員会を設置する。

2 中間審査委員会は、研究の進捗状況、関連知識の習得状況等について必要な審査と指導を行う。

3 中間審査委員会は、次項各号に定める中間審査委員で構成し、その選任に当たっては、指導教員及び副指導教員の推薦に基づき、研究科委員会の議を経なければならない。

4 中間審査委員は、次の各号に定める要件を満たす者でなければならない。ただし、中間審査を受けようとする者の指導教員及び副指導教員は、主査及び副査となることはできない。

- (1) 主査 研究指導教員の資格を有する教員かつ教授である者
- (2) 副査 研究指導教員又は研究指導補助教員の資格を有する教員である者
- (3) 学外審査員 研究指導教員相当の実績を有する者

5 中間審査委員会の定数は、主査1人、副査2人、学外審査員1人とする。

6 中間審査委員に欠員が生じた場合は、研究科長が指導教員及び副指導教員と協議のうえ、補充するものとする。

(中間審査)

第5条 中間審査は、公開により行う。

2 主査は、中間審査の実施日時を、所定の期日までに中間審査を受けようとする者に周知するものとする。

3 主査は、中間審査の実施日時を研究科長に届け出るものとする。

4 研究科長は、前項の届出があったときは、中間審査の実施日時を広く周知するものとする。

(中間審査の報告)

第6条 中間審査委員会は、中間審査が終了したときは、その結果を所定の様式により研究科長に報告するものとする。

(中間審査結果の審議)

第7条 研究科長は、前条の報告があったときは、その旨を研究科委員会に報告する。

2 研究科委員会は、前項の報告に基づき、中間審査の可否を審議し、決定する。

(博士学位審査開始申請書の提出)

第8条 茨城県立医療大学大学院学位規程第3条に定める博士の学位を取得しようとする者(次項において「学位取得希望者」という。)は、中間審査に合格した後、博士学位審査開始申請書(様式3)を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、学位取得希望者は、博士学位審査開始申請書を提出するまでに、特別研究の成果を第10条に定める学術雑誌に投稿し、掲載又は受理されていなければならない。

3 研究科長は、第1項に定める博士学位審査開始申請書の提出があったときは、研究科委員会にその旨報告するものとする。

(博士論文の提出)

第9条 博士学位審査開始申請書を提出した者は、所定の期日までに研究科長に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 博士論文審査申請書(様式4) 1部

(2) 博士論文 7部

(3) 論文目録(様式5) 7部

(4) 論文要旨(様式6) 7部

(5) 業績目録(様式7) 7部

(6) 履歴書(様式8) 7部

(7) 参考論文 7部

第10条 前条第7号に掲げる参考論文は、博士学位審査開始申請書を提出した者が第一著者である原著論文で、博士論文の一部又は全文が学術雑誌(日本学術会議協力学術研究

団体が発行する査読のある学術雑誌又は、それと同等レベル以上の学術雑誌（海外の雑誌を含む。）に限る。）に掲載又は受理されていなければならない。

2 参考論文が共著論文の場合、当該共著論文については、次の各号をすべて満たさなければならない。この場合、第3号に掲げる承諾書を研究科長に提出しなければならない。

(1) 共著論文に係る共同研究において主な役割をつとめ、その成果が共著論文の核心をなしていることが明確であること

(2) 第一著者であること

(3) 博士論文の提出に関して他の共著者の承諾書（様式第9号）を取得していること
(審査委員会)

第11条 研究科委員会は、第8条第3項の報告があったときは、博士論文の審査及び最終試験（以下「論文審査等」という。）を行うため、博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の定数は、主査1人、副査2人、学外審査員1人とし、原則として第4条に定める中間審査委員を充てるものとする。

3 中間審査委員以外の教員等を審査委員会の審査委員として選任する場合には、研究科委員会の議を経なければならない。

(博士論文の審査及び最終試験)

第12条 論文審査等は、公開により行う。

2 主査は、論文審査等の実施日時を、所定の期日までに博士論文を提出した者に周知するものとする。

3 主査は、論文審査等の実施日時を研究科長に届け出るものとする。

4 研究科長は、前項の届出があったときは、論文審査等の実施日時を広く周知するものとする。

(審査委員会の報告)

第13条 審査委員会は、論文審査等が終了したときは、その結果を所定の様式により研究科長に報告するものとする。

2 論文審査等の結果は、合格又は不合格の2種の評語を用いるものとする。

3 研究科長は、第1項により報告のあった書類を学長及び研究科委員会構成員に対して、研究科委員会の開催前にあらかじめ配布する。

(研究科委員会の審議)

第14条 学長は、論文審査等が終了したのちに研究科委員会を招集し、博士論文の可否について審議する。

2 前項の研究科委員会は、研究科委員会構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(博士論文の公表)

第 15 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に、博士論文をインターネットにより公表することとする。ただし、当該学位を授与される前に公表した時はこの限りではない。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の意見を聴き学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1) ~ (様式 9) 略